

56 東京大学予備門分離の儀伺

〔明治十八年七月〕

(注記 1)

東京大学予備門分離ノ儀ニ付伺

(田中)(注記 2)

(注記 3)

東京大学予備門ノ儀ハ東京大学ニ入ルニ須要ナル予備科ヲ教授スル所ニシテ東京大学ニ隸属致居候処凡<sup>(マ)</sup>高等専門学科ノ予備科ハ毎専門学校各別ニ之ヲ設クルヲ要セス便宜一贊ニ於テ数専門ノ予備生ヲ併セ教養致可然儀ニ有之左スレハ自ラ事業ノ重複ヲ除キ経費ノ累冗ヲ省ク等ノ便益モ有之候ニ付右予備門ニ於テハ東京大学予備生ヲ教養スルノ外兼テ東京法学校ノ予科生ヲモ併セ尚漸次此他ノ諸専門学校ノ予科生ヲモ教養候様可致存候就テハ右予備門ハ東京大学予備生ヲ教養スルノミニ止マラサル儀ニ付東京大学ニ於テ之ヲ併管スルハ實際不便ノ次第ニ有之候間自今東京大学ヨリ分離シテ更ニ単立セシメ候様致度斯ノ如クナルトキハ東京大学等ニ於テハ其予備生マテ教養スルニ及ハス予備門ニ於テハ東京大学予備生ノ外兼テ他ノ予備生ヲモ教養スルヲ得ヘクシテ共ニ力ヲ其教養ニ専ナラシメ其便益不尠ト存候右相伺候条至急御裁可相成度候也

明治十八年七月十六日

文部卿伯爵 大木喬任

太政大臣公爵 三條實美殿

(朱書)  
〔伺ノ趣聞届候事〕

〔明治十八年七月三十日〕

属セシメ候条此旨布達候事

(注記7) 明治十八年七月廿一日 内閣書記官 (谷森) (印) (甲中)

大臣 (三條) (有橋川) 花押 内閣書記官長 (土方) (印)

(注記8) 文部省伺東京大学予備門分離之事

右回議ニ供ス

参議 大木花押 山縣 (印) 川村 (印) 山田 (印) 大山 (印) 佐々木 (印)  
伊藤 西郷 井上 (印) 松方 (印) 福岡 (印)

(注記9) 明治十八年七月廿一日

第二局 (印)

別紙文部省伺東京大学予備門分離ノ件ヲ按スルニ該予備門ハ東京大学之隷属ニシテ該学ニ入ルノ予備科ヲ教授スル所ナルニ依リ他ノ諸専門学校ノ予備生ヲ教養セントスルモ實際不便ナルニ付自今其隷属ヲ離レ更ニ単立ノ一翼トナシ東京大学予備生ノ外兼テ他ノ予備生ヲモ教養ナサシメ度ト云フニアリテ事実穩当ナル義ト存候間伺ノ通御允許相成可然哉仰高裁候也

御指令案

伺ノ趣聞届候事

明治十八年七月三十日 (山田) (印)

参照

明治十年四月文部省第三号布達

文部省所轄東京英語学校ヲ東京大学予備門ト改称東京大学ニ附

〔注記1〕

〔太政官第二局第二八号ノ七月十七日ノ第二局庶務掛〕

〔注記2〕

〔(兒玉) (印)〕

〔注記3〕

〔第二局〕

〔注記4〕

〔二十九〕(簿冊内件名番号)

〔注記5〕

〔甲三五〕

〔注記6〕

〔文甲三五号〕

〔注記7〕

〔濟〕

〔注記8〕

〔常〕

〔注記9〕

〔甲ノ太政官第二局第二八号〕

〔注記10〕

〔常〕

〔明治十八年公文録 文部省自七月至十二月〕  
2A, 10, ③3984